平成２６年（フ）第１９８８号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地14　ＫＷ―Ｐｌａｃｅ南５条303号
債務者　河合真理絵
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６６号
札幌市東区伏古１条４丁目３番６号
債務者　下田　　導
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２号
北海道虻田郡倶知安町南８条東１丁目２番地８　文仙第３ＡＰ104号室
債務者　五十嵐誠也
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第５９号
岩手県奥州市前沢区白山字籠林63番地、前住所岩手県奥州市胆沢区小山字下笹森60番地14
債務者　佐藤　清幸
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２１９号
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向607番地
債務者　牛込千代子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５２９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目７番25―205号緑ハイツ
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４７号
埼玉県坂戸市大字紺屋211番地１　ヴェルディール東坂戸２―308
債務者　青木　洋平
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５５９号
埼玉県入間市大字下藤沢1269番地１　アークイン武蔵藤沢306
債務者　小原　喜六
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８５号
愛知県岡崎市真宮町２番地１
債務者　林　万起子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
三重県久居市戸木町5043番地　医療法人久居病院、住民票上の住所三重県松阪市川井町1193番地４
債務者　奥山　幹也
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３１６号
沖縄県浦添市西原４丁目40番７―403号　丸恵アパート
債務者　宮里　和樹
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５６号
北海道空知郡上砂川町字鶉74番地14　下鶉南３条１丁目４番５―11号
債務者　白川貴美子（旧姓堀松）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
北海道室蘭市高砂町４丁目７番27号、前住所北海道室蘭市中島本町１丁目18番８号
債務者　八巻　邦子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
群馬県太田市東金井町2287番地19
債務者　邉見　邦昭
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９３号
新潟県新発田市新栄町１丁目１番18号　プチエール阿賀Ｂ102
債務者　小越　太郎
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２２４号
静岡県富士市水戸島本町10番25号ダイアパレスステーションサイド富士413号、前住所静岡県富士市石坂606番地の９雇用促進住宅２―106号
債務者　池添　克之
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
静岡地方裁判所富士支部